## **国保中央会介護伝送ソフト** Ver.10

# 簡易入力ソフト マニュアル



国民健康保険中央会

### 改版履歴

版数	改定年月	該当頁	内容
1.3.1	令和6年7月	全般	ボタン「様式第七・七の二」を「様式第七」「様式第七の二」に変更した画像に 変更
		64	注意欄「また、サービス種類「43:居宅支援」と「46:予防支援」を同一事業所 で登録することはできません。」を削除
1.4.0	令和6年8月	26、27	「令和6年4月版」の年月表記を「令和6年6月版」に変更
		34、43、65、142、 167、174、180	サービス種類「53:医療施設」が令和6年3月31日に終了した注釈を追記
		65	・ヒント枠の基準費用額設定の表示期間に令和6年8月以降を追記、令和3年 8月~令和6年7月に修正 ・基準費用額の「食費」は、令和3年8月より変更されたことの注意枠を削除 ・「令和6年8月以降」の基準費用額設定画面に変更
		96	令和6年8月以降の利用者負担段階ごとの負担限度額表を追記
		208	「※次ページにつづく」の記載を削除
		259	「Ver.8からの主な変更点」のバージョン表記を「Ver.9からの主な変更点」に変 更

介護マスタ

3. 介護マスタ

サービスコードおよび特定診療・特別療養・特別診 「企業給仕費単位数表標準フスタ」(P 1条照)をおお	☆コートの設定で立家しよう。 またの提合にけ 「3 (1) へ誰給付费単位数表煙進フェク
<ul> <li>「川 護 福 刊 頁 早 世 奴 衣 標 午 ヾ ヘ ゞ 」 (1.1 変 照 ) を お 持 の 取 込 み 」 (P 97) た 行 い ま ま</li> </ul>	†ゥい場古には、「3.(1) 丌護栢竹貨甲位剱衣標準マスタ
また、「介護給付費単位数表標準マスタ」をお持ち ビスマスタ登録」(P.31)および「3.(4)画面から	でない場合や、変更を行う場合は、「3.(3)画面からのサー の特定診療・特別療養・特別診療マスタ登録」(P.51)を行い、
サービスマスタを手入力します。	
なお、「介護給付費単位数表標準マスタ」をお持ち マスタ」(P.30)を行い、「試用版介護給付費単位数:	でない場合でも「3.(2)試用版 介護給付費単位数表標準 表標準マスタ」をご利用いただけます。
3. (1) 介護給付費単位数表標準マスタの取込み (P.2) 「介護給付費単位数表標準マスタ」を簡易入力 「介護給付費単位数表標準マスタ」には、介護、 サービスコードのほか、特定診療・特別療養・特	7) ソフトに取込みます。 予防、地域密着型、地域密着型介護予防、一部の総合事業の 別診療コードの内容も含まれています。 ****************
また、「巾可竹版」「護ア防・日常生活又抜総合	「争耒単位数衣マスタ」を間易入力ソフトに収込みまり。
注意 令和6年6月版「介護給付費単位数表標準マスタ」 Ver.9にて取込み済の場合、正しく請求明細書が 後、再取込みをお願いします。	」は簡易入力ソフトVer.10にて取込んで下さい。 「作成できない場合がありますので、Ver.10にバージョンアップ
3. (2) 試用版 介護給付費単位数表標準マスタ (P.30) 正規版をご利用される前に、試用版介護給付費 令和6年7月31日までです。令和6年8月請求期間に	) 単位数表標準マスタを無償でご利用できます。(利用期限は には利用できません。)正規版の提供をご希望の場合は下記の
ヒントを参照してください。 3. (3) 画面からのサービスマスタ登録 (P.31) 画面からサービスコードごとに単位数等を登録	とします。
<ul> <li>ヒントを参照してください。</li> <li>3. (3) 画面からのサービスマスタ登録(P.31) 画面からサービスコードごとに単位数等を登録</li> <li>3. (4) 画面からの特定診療・特別療養・特別診療マス 特定診療・特別療養・特別診療を算定する場合 ただし、「3.(1)介護給付費単位数表標準マ. ありません</li> </ul>	とします。 そ <b>夕登録</b> (P.51) かには、画面からサービスコードごとに単位数等を登録します。 スタの取込み」 (P.27) を行うことにより画面からの登録は必要
<ul> <li>ヒントを参照してください。</li> <li>3. (3) 画面からのサービスマスタ登録(P.31) 画面からサービスコードごとに単位数等を登録</li> <li>3. (4) 画面からの特定診療・特別療養・特別診療マス 特定診療・特別療養・特別診療を算定する場合 ただし、「3.(1)介護給付費単位数表標準マ. ありません</li> </ul>	とします。 <b>※夕登録</b> (P.51) かには、画面からサービスコードごとに単位数等を登録します。 スタの取込み」(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要
<ul> <li>ヒントを参照してください。</li> <li>3. (3) 画面からのサービスマスタ登録(P.31) 画面からサービスコードごとに単位数等を登録</li> <li>3. (4) 画面からの特定診療・特別療養・特別療養・特別診療を算定する場合 特定診療・特別療養・特別診療を算定する場合 ただし、「3.(1)介護給付費単位数表標準マ、 ありません</li> </ul>	とします。 <b>スタ登録</b> (P.51) には、画面からサービスコードごとに単位数等を登録します。 スタの取込み」(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要
<ul> <li>ヒントを参照してください。</li> <li>3. (3) 画面からのサービスマスタ登録(P.31) 画面からサービスコードごとに単位数等を登録</li> <li>3. (4) 画面からの特定診療・特別療養・特別療養・特別診療マス 特定診療・特別療養・特別診療を算定する場合 ただし、「3.(1)介護給付費単位数表標準マ、 ありません</li> </ul> <b>注意</b> マスタ取込み後は、以下の更新はできなくなります。	はします。 <b>※夕登録</b> (P.51) かには、画面からサービスコードごとに単位数等を登録します。 スタの取込み」(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要 <b>※ ビント!</b> 「介護給付費単位数表標準マスタ」については下記のURLを
<ul> <li>ヒントを参照してください。</li> <li>3. (3) 画面からのサービスマスタ登録 (P.31) 画面からサービスコードごとに単位数等を登録</li> <li>3. (4) 画面からの特定診療・特別療養・特別診療マス 特定診療・特別療養・特別診療を算定する場合 ただし、「3.(1)介護給付費単位数表標準マ. ありません</li> <li></li></ul>	とします。 <b>スタ登録</b> (P.51) たには、画面からサービスコードごとに単位数等を登録します。 スタの取込み」(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要 <b>マント!</b> 「介護給付費単位数表標準マスタ」については下記のURLを ご参照ください。
<ul> <li>ヒントを参照してください。</li> <li>3. (3) 画面からのサービスマスタ登録(P.31) 画面からサービスコードごとに単位数等を登録</li> <li>3. (4) 画面からの特定診療・特別療養・特別旅療マス 特定診療・特別療養・特別旅療を算定する場合 ただし、「3.(1)介護給付費単位数表標準マ. ありません</li> <li>              からずせん      </li> <li>             хク取込み後は、以下の更新はできなくなります。 単位数マスタ登録画面         <ul> <li>・介護サービス</li> <li>・介護予防サービス</li> </ul> </li> </ul>	<ul> <li>はます。</li> <li>(P.51)</li> <li>たには、画面からサービスコードごとに単位数等を登録します。</li> <li>スタの取込み」(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> </ul>
<ul> <li>ヒントを参照してください。</li> <li>3. (3) 画面からのサービスマスタ登録 (P.31) 画面からサービスコードごとに単位数等を登録</li> <li>3. (4) 画面からの特定診療・特別療養・特別診療マス 特定診療・特別療養・特別診療を算定する場合 ただし、「3.(1)介護給付費単位数表標準マ、 ありません</li> <li>              へごろの、ころの、ころの、ころの、ころの、ころの、ころの、ころの、ころの、ころの、こ</li></ul>	<ul> <li>はます。</li> <li>スタ登録(P.51)</li> <li>たには、画面からサービスコードごとに単位数等を登録します。</li> <li>スタの取込み」(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> </ul>
<ul> <li>ヒントを参照してください。</li> <li>3. (3) 画面からのサービスマスタ登録 (P.31) 画面からサービスコードごとに単位数等を登録</li> <li>3. (4) 画面からの特定診療・特別療養・特別療養・特別診療マス 特定診療・特別療養・特別診療を算定する場合 ただし、「3.(1)介護給付費単位数表標準マ. ありません</li> <li>注意</li> <li>マスタ取込み後は、以下の更新はできなくなります。</li> <li>単位数マスタ登録画面         <ul> <li>介護サービス</li> <li>介護予防サービス</li> <li>地域密着型サービス(みなし)</li> <li>(ハロックス)</li> </ul> </li> </ul>	まします。 <b>3.9登録</b> (P.51) Pricは、画面からサービスコードごとに単位数等を登録します。 スタの取込み」 (P.27) を行うことにより画面からの登録は必要 <b>?</b> <b>!</b> 介護給付費単位数表標準マスタ」については下記のURLを ご参照ください。 URL: https://www.kokuho.or.jp/system/master.html
<ul> <li>ヒントを参照してください。</li> <li>3. (3) 画面からのサービスマスタ登録(P.31) 画面からサービスコードごとに単位数等を登録</li> <li>3. (4) 画面からの特定診療・特別療養・特別診療マス 特定診療・特別療養・特別診療を算定する場合 ただし、「3.(1)介護給付費単位数表標準マ、 ありません</li> <li></li></ul>	<ul> <li>はます。</li> <li>な夕登録(P.51)</li> <li>には、画面からサービスコードごとに単位数等を登録します。</li> <li>スタの取込み」(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> </ul>
<ul> <li>ヒントを参照してください。</li> <li>3. (3) 画面からのサービスマスタ登録(P.31) 画面からサービスコードごとに単位数等を登録</li> <li>3. (4) 画面からの特定診療・特別療養・特別診療マス 特定診療・特別療養・特別診療を算定する場合 ただし、「3.(1)介護給付費単位数表標準マス ありません</li> <li></li></ul>	<ul> <li>よ<b>9登録</b>(P.51)</li> <li>たには、画面からサービスコードごとに単位数等を登録します。</li> <li>スタの取込み」(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> </ul>
ヒントを参照してください。 3. (3) 画面からのサービスマスタ登録 (P.31) 画面からサービスコードごとに単位数等を登録 3. (4) 画面からの特定診療・特別療養・特別診療を算定する場合 ただし、「3. (1)介護給付費単位数表標準マム ありません	<ul> <li>はます。</li> <li>な9登録(P.51)</li> <li>たには、画面からサービスコードごとに単位数等を登録します。</li> <li>スタの取込み」(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要</li> <li>ア とつト!</li> <li>「介護給付費単位数表標準マスタ」については下記のURLをご参照ください。</li> <li>URL: https://www.kokuho.or.jp/system/master.html</li> <li>ア ビント!</li> <li>サービス種類「81: 市町村特別給付」については、 マスタ取込み後も「3.(3)画面からのサービスマスタ 登録」(P.31)を行います。</li> </ul>
ヒントを参照してください。 3. (3) 画面からのサービスマスタ登録 (P.31) 画面からサービスコードごとに単位数等を登録 3. (4) 画面からの特定診療・特別療養・特別診療マス 特定診療・特別療養・特別診療を算定する場合 ただし、「3. (1) 介護給付費単位数表標準マ. ありません	そします。 そ夕登録(P.51) たには、画面からサービスコードごとに単位数等を登録します。 スタの取込み」(P.27)を行うことにより画面からの登録は必要 アント! 「介護給付費単位数表標準マスタ」については下記のURLをご参照ください。 URL: https://www.kokuho.or.jp/system/master.html アビント! サービス種類「81:市町村特別給付」については、 マスタ取込み後も「3.(3)画面からのサービスマスタ 登録」(P.31)を行います。
ヒントを参照してください。 3. (3) 画面からのサービスマスタ登録 (P.31) 画面からサービスコードごとに単位数等を登録 3. (4) 画面からの特定診療・特別療養・特別診療を算定する場合 ただし、「3. (1) 介護給付費単位数表標準マー ありません	ALL REAL REAL REAL REAL REAL REAL REAL R
<ul> <li>ヒントを参照してください。</li> <li>3. (3) 画面からのサービスマスタ登録 (P.31) 画面からサービスコードごとに単位数等を登録</li> <li>3. (4) 画面からの特定診療・特別療養・特別診療マス 特定診療・特別療養・特別診療を算定する場合 ただし、「3. (1) 介護給付費単位数表標準マス ありません</li> <li></li></ul>	はます。 (P. 51) には、画面からサービスコードごとに単位数等を登録します。 スタの取込み」(P. 27)を行うことにより画面からの登録は必要 アンド 「介護給付費単位数表標準マスタ」については下記のURLをご参照ください。 URL: https://www.kokuho.or.jp/system/master.html Pンド! サービス種類「81: 市町村特別給付」については、マスタ取込み後も「3.(3)画面からのサービスマスタ登録」(P. 31)を行います。

#### I. インストール後の設定



				介護マスタ
		項目	入力のヒント	参照
3	対象者	旧措置入所者	サービス種類「51:福祉施設」で旧措置入所者が対象の場合に選択します。 <ul> <li>[基本サービスコード]</li> <li>旧措置入所者が対象の基本サービスコードの場合選択します。</li> <li>[加減算サービスコード]</li> <li>旧措置入所者が対象の加減算サービスコードの場合選択します。</li> </ul>	
4	算定	算定単位	下記のサービス種類では[算定単位]に関わらず [制限回数・日数] に"0"(制限 なし)を入力します。	
5		制限回数・日数	<ul> <li>17:福祉貸与</li> <li>33 · 特定施設</li> </ul>	
6		算定期間回数制限	<ul> <li>下記の加算を登録する場合は、「退所(院)につき」を選択します。</li> <li>・退院時共同指導加算</li> <li>・訪問看護指示加算</li> <li>・かかりつけ医連携調整加算</li> </ul>	
	その他			
7		基本摘要の DPCコード記載	サービス種類が「55:介護医療院」で、請求明細書の基本摘要欄にDPCコードの記載 をするサービスの場合、「あり」を選択します。 詳細は「基本摘要欄入力事項」(P.182)を参照してください。	P. 182
8		摘要欄記載条件	請求明細書で摘要欄の記載が必要な場合に設定します。 詳細は「摘要欄入力事項」(P.176~181)の「単位数マスタ登録「摘要欄記載条 件」」を参照してください。 ※「サービス内容(算定項目)」に記載のないサービスの場合、設定は不要です。	P. 176 ~181
9		特殊設定区分	<ul> <li>下記のサービス内容に該当する場合に設定します。</li> <li>・緊急時治療管理</li> <li>・所定疾患施設療養費</li> <li>・外泊時費用</li> <li>・看取り介護加算</li> <li>・ターミナルケア加算</li> <li>・試行的退院(所)サービス費</li> </ul>	P. 43
1		サービス実日数	<ul> <li>[対象外]</li> <li>・算定単位が"1日につき"以外のサービスコード</li> <li>・加減算のサービスコード</li> <li>・共生型サービス(11:訪問介護、15:通所介護、21:短期生活)の</li> <li>サービスコード</li> <li>・「令和3年9月30日までの上乗せ分」のサービスコード</li> <li>[対象]</li> <li>上記以外のサービスコード</li> </ul>	
1		支給限度額対象区分	<ul> <li>[対象外]</li> <li>下記のサービスコードまたはサービス種類「33:特定施設」における一般型の</li> <li>サービスコード</li> <li>・特別地域加算</li> <li>・小規模事業所加算</li> <li>・中山間地域等提供加算</li> <li>・緊急時訪問看護加算</li> <li>・特別管理加算</li> <li>・ターミナルケア加算</li> <li>・緊急時治療管理</li> <li>・処遇改善加算(※)</li> <li>・ベースアップ等支援加算(※)</li> <li>・ベースアップ等支援加算(※)</li> <li>・サービス提供体制強化加算</li> <li>・同一建物減算</li> <li>・感染症災害3%加算</li> <li>(15:通所介護、16:通所リハ)</li> <li>[対象]</li> <li>上記以外のサービスコード</li> <li>(※) 令和6年5月31日に終了(処遇改善加算に1本化)</li> </ul>	
12		施設類型	<ul> <li>下記のサービス種類の場合、当該施設の分類(療養病床を有する病院/療養病床を 有する診療所/老人性認知症疾患療養病棟を有する病院)を設定します。</li> <li>・23:短期医療</li> <li>・53:医療施設(※)</li> <li>(※)令和6年3月31日に終了</li> </ul>	
L	外部サ-	ービス		
13		サービス種類	サービス種類「33:特定施設」における外部サービスを登録する場合に、対応する サービス種類を設定します。	

#### I. インストール後の設定





台帳

・入力のヒント

#### 利用者台帳画面 [負担限度額情報]タブ



項目	入力のヒント								参照
	「介護保険負担限度額認定証」等に負担限度額のある項目にだけチェックし、記載 されている額を入力します。利用者負担段階ごとの負担限度額は以下の通りです。 ※令和6年8月以降、負担限度額の変更が行われています。								
	■ <sup>令和6年8月以降</sup> 利用者負担段階	<mark>食費</mark> (施設)	<b>食費</b> (短期)	ユニット個	ユニット多	特養	老・療	多床室	
	第1段階	300	300	880	550	380	550	0	
	第2段階	390	600	880	550	480	550	430	
	第3段階①	650	1,000	1, 370	1, 370	880	1,370	430	
<b>各</b> -10-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	第3段階②	1, 360	1,300	1,370	1, 370	880	1,370	430	
貝拦隊及額	■令和3年8月~令和6	年7月							
	利用者負担段階	食費 (施設)	食費 (短期)	ユニット個	ユニット多	特養	老・療	多床室	
	第1段階	300	300	820	490	320	490	0	
	第2段階	390	600	820	490	420	490	370	
	第3段階①	650	1,000	1, 310	1,310	820	1,310	370	
	第3段階②	1, 360	1,300	1,310	1,310	820	1,310	370	

請求明細書

#### ・入力のヒント

#### 施設入所系

[集計情報画面]

(③ 簡易入力ソフト 99001000	001:介護サービス事業	師 請求明細書						- 🗆 X
ヘルプ( <u>H</u> )			事業所台帳を参照	保険者台帳を	2参照 利用者台	論帳を参照 送付ファ	イル作成を参照	単位数マスタ登録を参照
請求明細書	令和06年06月分	様式第九の二	介護 太郎		要介護2	令和05年04月0	1日~令和08年	03月31日
コード サービス種	類集計済	サービス種類	55:介護医療院	•				基本情報
55 介護医療院	0	明細情報追加	0分	(2)	3 (3)			•
		① 机课改差	加質工	• 1.282	1.282		単位数 補正	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			//034 1	*	1,202			明細情報
				▼				•
			<u> </u>					集計情報
		-						
		集計情報						
			保険	法:12		小毒水	志起 補正	
		給付単位数	26,242	26,242		ARI		
		単位数単価	10.90	(円/単位)			•	
		給付率	90	100		負担	額 補正	緊急時情報
		請求額	257,433	28,604				
		4 負担額	0	0				特別診療情報
公費情報		特別診療						Halandar D. Tori da halandar
法別番号 法:12			保険	法:12				特定人所者情報
給付率 100		⑤ 単位数合計	180	180				
本人負担額 0		6 点数·单位数	如何 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	10円	/点			
		(7)給付率	90	100				↓利用者選択に戻る
		8 請求額	1,620	180				
			U	U				
								保存

 社会福祉法人用利用者負担額

 ①
 食費·居住費
 100

項目			項目	入力のヒント					
	明細	B 情 辑	<b>强追加分</b>						
1		処遇	<sup>3</sup> 改善加算	<ul> <li>処遇改善加算の単位数を自動計算して初期表示します。</li> <li>53:医療施設(※)の場合、明細情報に登録したサービスコードの施設類型(施設の分類)ごとに表示します。施設類型が3種類の場合、表示されるスクロールバーを下にスクロールすることにより、3種類目の施設類型の単位数を確認できます。請求しない場合は、単位数の補正時に"0"を入力します。</li> <li>限度額管理対象単位数が計画単位数を超える場合は、計画単位数の値で処遇改善加算の単位数を再計算します。</li> <li>令和6年5月以前の場合は、処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算の単位数を自動計算します。</li> <li>(※)令和6年3月31日に終了</li> </ul>					
2		保険		明細情報に登録したサービス単位数の合計を元に計算した結果が初期表示されてい ます。					
3		公費 公費 公費	2 2 3	明細情報に登録した公費単位数の合計を元に計算した結果が初期表示されていま す。					
	集計	情報	ž						
4		負担	1額	・保険 : [集計情報]で入力した値を元に計算結果を表示します。 ・公費 : 画面左下の [公費情報] を参考に公費本人負担額を補正します。					
		特定	2診療(※)	※様式または入力した項目によって、表示が異なります。 詳細は「集計情報の表示」(P.155)を参照してください。	P. 155				
5			単位数合計						
6	ļ		点数・単位数単価	所定疾患施設療養費情報、緊急時施設療養費情報、緊急時施設診療費情報、特別療					
$\bigcirc$	ļ		給付率	登員消報、付加診療員消報、付定診療員消報にし入力した値を元に初期表示されしいます。					
8	ļ		請求額	なお、単位数(点数)単価は10.00固定です。					
9	ļ		負担額						
		社会	₩ 福祉法人用 利用者負担額						
10			食費・居住費	特定入所者情報に該当しない食費・居住費等の利用者負担額を入力します。 利用者の社会福祉法人軽減事業の対象有無に関わらず入力します。					

請求明細書

1.(4)その他 ヒント

#### ・入力のヒント[集計情報 処遇改善加算]

<b>マレント!</b> <自動計算>をクリ <リセット>をクリッ	リックした後に単位数の補正を行う場合は、 ク後、単位数の補正を行ってから、再度
く自動計算>をクリッ <sup>集計情報</sup> Headda	
● #BUC/DIM         ● #BU	初期表示、単位数の補正時、処 遇改善加算と出来高分の入力時に、 集計情報に処遇改善加算の単位数
	<ul> <li>※前間報に処置は普加昇の単位数</li> <li>が自動反映されます。</li> <li>訪問通所系、短期入所系のサービス種類の場合は&lt;自動計算&gt;の</li> <li>クリックにとい、反映されます</li> </ul>
	79771ca9. (XKE11a9.)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ぼうして、「「「「「」」」では、「「」」では、「」」では、「「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、
保険と公費1~3に対して、以下の計算値を初期表示します。単位数を確認し、 必要に応じて補正を行ってください。 (※1)	ピント!     以下の出来高を入力した場合、明     細情報追加公が再計算されます。必
·処遇改善加算I~IV、V(I)~V(I4) (※2) [単位数]×[加算割合](小数点以下四捨五入)	御 情報 追加 ガガ 特許 昇 されよ す。 必 要に応じて、再度補正を行ってくだ さい。
<ul> <li>(※1)処遇改善加算を請求しない場合は、単位数の補正時に"0"を入力してください。</li> <li>(※2)令和6年5月以前の場合、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算も同様に</li> <li>計算した値を初期表示します。</li> </ul>	<ul> <li>緊急時施設療養</li> <li>所定疾患施設療養費等</li> <li>特別療養費</li> <li>特定診療費情報</li> </ul>
	<ul> <li>・ 所定疾患施設療養費等情報</li> </ul>
♀ヒント! サービス種類「23:短期医療」、「26:予防短期医療」、「53: 医療施設(※3)」は、	、各サービス
コードの施設類型(施設の分類)ごとに処遇改善加算が複数行表示されます。 限度額管理対象単位数が計画単位数を超える場合、各サービスコードの施設類型(施設の 限度額管理対象単位数と比較し、処遇改善加算の単位数が再計算されます。 令和6年5月以前の場合、処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算を計 (※3)令和6年3月31日に終了	の分類)ごとの 「算します。

請求明細書

#### 1.(7)入力事項

==	単位数計算が必要な例	== ※《》は、囲まれた部分の計算結果を四捨五入することを示す
4時間以	上の訪問介護を算定する場合	3時間半以上4時間未満の単位数に30分を越えるごとに84単位を加算します。
		<ul> <li>以下の場合はそれぞれの加減算を行います。</li> <li>・生活援助を行った場合</li> <li>20分以上45分未満 + 67単位</li> <li>45分以上70分未満 + 134単位</li> <li>70分以上 + 201単位</li> <li>・介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%</li> <li>・2人の介護員等の場合 × 200%</li> <li>・夜間早朝の場合 + 25%</li> <li>・深夜の場合 + 50%</li> </ul>
特別地均 (※1)	或加算を算定する場合	《 特別地域加算対象単位数の合計 × 15% 》 「17:福祉貸与」「67:予防福祉貸与」は、《 特別地域加算対象単位数の合計 × 100% 》
小規模 (※1)	事業所加算を算定する場合	《 小規模事業所加算対象単位数の合計 × 10% 》 「17:福祉貸与」「67:予防福祉貸与」は、《 小規模事業所加算対象単位数の合計 × 2/3 》
中山間 <sup>」</sup> (※1)	地域等提供加算を算定する場合	《 中山間地域等提供加算対象単位数の合計 × 5% 》 「17:福祉貸与」「67:予防福祉貸与」は、《 中山間地域等提供加算対象単位数の合計 × 1/3 》
同一建 <sup>4</sup> (11:言 13:言 62: <sup>二</sup> 63: <sup>二</sup> 64: <sup>1</sup>	勿滅算を算定する場合(※1) 坊問介護、12:訪問入浴、 坊問看護、14:訪問リハ、 予防訪問入浴、 予防訪問看護、 予防訪問リハ、	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 《 同一建物減算対象単位数の合計 × -10% 》
71:4 A2:語 同一致 同一致 スを4	友間訪問介護、 坊問型独自における事業所と 書物の利用者またはこれ以外の 書物の利用者20人以上にサービ テう場合)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 《 同一建物減算対象単位数の合計 × −15% 》 ※「A2:訪問型独自」は対象外
共生型+ (11:計 21:知 78:却	ナービスを算定する場合(※1) 坊問介護、15:通所介護、 短期生活、24:予防短期生活、 也域通所介護)	《 共生型サービス対象単位数の合計 × -[減算割合](※2) 》
特定事 (※1) (11:	業所加算Ⅴを算定する場合 訪問介護)	《 特定事業所加算Ⅴ対象単位数の合計 × 3% 》
感染症 (※1) (15:i 72:i 74: <sup>-</sup> 78:t	災害3%加算を算定する場合 通所介護、16:通所リハ、 忍知症型通所、 予防認知通所、 也域通所介護)	《 感染症災害3%加算対象単位数の合計 × 3% 》
生活行 合(※1) (16:i	為向上リハ継続減算を算定する場 通所リハ、66:予防通所リハ)	《 生活行為向上リハ継続減算対象単位数の合計 × -15% 》
移行計 (※1) (53:日	画未提出減算を算定する場合 医療施設(※4))	《 移行計画未提出減算対象単位数の合計 × −10% 》
令和34 定する <sup>は</sup>	∓9月30日までの上乗せ分を算 湯合(※1)(※3)	《本体報酬を含むサービスコードの単位数の合計 × 0.1%》 ※答単の結果 1単位ま業となる場合は小数点以下を切り上げます
特定施調 型におし 訪問介調	役の外部サービス利用 いて、1時間30分以上の 蒦を算定する場合	1時間30分未満の単位数に15分を超えるごとに36単位を加算します。
過少サ- (73:/ 型、77	ービス減算を算定する場合(※1) 小規模多機能、75:予防多機能 :複合型看小)	《 過少サービス減算対象単位数の合計 × -30% 》
サテラ- 合(※1) (77: ¥	イト体制未整備減算を算定する場 复合型看小)	《 サテライト体制未整備減算対象単位数の合計 × −3% 》
(※1) (※2) (※3) (※4)	明細情報画面にて当該加算のた サービス単位数が設定されます であり、それ以下の値に変更可 [減算割合]の詳細はP.175を参 令和3年9月30日までの上昇 を参照してください。 令和6年3月31日に終了。	, ナービス単位数に0を入力し、「集計情報へ進む」ボタンをクリックすることで、自動計算された -。(ただし、「17:福祉貸与」「67:予防福祉貸与」を除く。)なお、自動計算された値は上限値 J能です。(0以外を入力した場合は、自動計算した値により上限チェックを行います。) ●照してください。 ●世分の対象となるサービス種類は、「== 令和3年9月30日までの上乗せ分 ==」(P.47)

#### 様式第八、九、九の二、十

請求明細書

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	請求明細書の摘要入力事項	単位数マスタ登録 「摘要欄記載条件」
51:福祉施設 52:老健施設 54:地域福祉施設 55:介護医療院	退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が対象者の栄養管理に関する情報を提供した日を入 カすること。 例 20240501 (情報提供日が2024年5月1日の場合)	その他
51:福祉施設 54:地域福祉施設	退所前訪問相談援助加算 退所後訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を入力すること。 例 20	訪問日等
	多床室のサービスコードの適用理由	(*1)を参照	多床室適用理由、 傷病名(DPC上6桁)
	看取り介護加算	対象者が死亡した時間帯の番号を入力すること。(早朝・夜間 の場合のみ) 1 18:00~19:59 2 20:00~21:59 3 6:00~ 8:00 対象者が死亡した場所の番号を入力すること。 1 施設内 2 施設外 例 19時に施設内で死亡した場合 1/1	その他
	配置医師緊急時対応加算	(*2)を参照	その他
52:老健施設	入所前後訪問指導加算	家庭等への訪問日を入力すること。 例 20	訪問日等
	訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を入力すること。 例 20	訪問看護指示書交付 日
	多床室のサービスコードの適用理由	(*1) を参照	多床室適用理由、 傷病名(DPC上6桁)
	短期集中リハビリテーション実施加算 認知症短期集中リハビリテーション実施加 算	当該施設に入所した日を入力すること。 例 20210501 (入所日が2021年5月1日の場合)	入院(所)年月日
	ターミナルケア加算	対象者が死亡した日を入力すること。 例 20210501 (死亡日が2021年5月1日の場合)	死亡日/死亡年月日
	かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I)(Ⅱ)(Ⅲ)	退所の際に減薬した旨等を主治の医師に報告した日を入力する こと。 例 20210501 (報告日が2021年5月1日の場合)	その他
	地域連携診療計画情報提供加算	入所者が入所する直前に、対象となる医療機関を退院した日を 入力すること。 例 20210501 (退院日が2021年5月1日の場合)	その他
53:医療施設 ※令和6年3月31日に 終了	他科受診時費用	他科受診を行った日を入力すること。 (複数日行われたときは「,(半角カンマ)」で区切る) 例 6,20	他科受診実施日
	退院前訪問指導加算 退院後訪問指導加算	家庭等への訪問日を入力すること。 例 20	訪問日等
	訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を入力すること。 例 20	訪問看護指示書交付 日
	病院療養病床(介護予防)短期入所療養介護 費(I)(ii)(iii)(v)(vi)、病院療養病床 (介護予防)短期入所療養介護費 (I)(ii)(v)、ユニット型病院療養病床 (介護予防)短期入所療養介護費(II)(III)、 経過的ユニット型病院療養病底(介護予防) 短期入所療養介護費(II)(III)、診療所(介 護予防)短期入所療養介護費 (I)(ii)(iii)(v)(vi)、ユニット型診療所 (介護予防)短期入所療養介護費 (I)(II)(III)(III)(V)(V) 経過的ユニット型診療所(介護予防)短期入 所療養介護費(II)(III)	すべての入院患者について、医療資源を最も投入した傷病名 を、医科診療報酬における診断群分類(DPC) コードの上6桁を用 いて摘要欄に入力すること。(*3)を参照 下記1からえまでに適合する患者については、摘要欄にDPC上6桁 に続けてその状態を入力すること。なお、複数の状態に該当する 場合は主たる状態のみを入力すること。(*4)を参照 例1 050050.4 (傷病名が慢性虚血心疾患で、下記の1に該当 する場合) 例2 110280.nD (傷病名が慢性腎不全で、下記のnDに該当する 場合) 例3 040120 (傷病名が慢性閉塞性肺疾患で、下記の1からえ までに該当しない場合)	傷病名 (DPC上6 桁) 、患者の状態
	上記以外の 療養型介護療養施設サービス費 診療所型介護療養施設サービス費 認知症型介護療養施設サービス費 (経過型を含む。加算を除く。) (ユニット型も同様。)	すべての人院患者について、医療資源を最も投入した傷病名 を、医科診療報酬における診断群分類(DPC)コードの上6桁を用 いて摘要欄に入力すること。ただし、平成30年9月30日までは、 適切なコーディングが困難な場合、XXXXXXと入力すること。 (*3)を参照	傷病名(DPC上6 桁)、患者の状態
	多床室のサービスコードの適用理由	(*1)を参照	多床室適用理由、 傷病名(DPC上6桁)
55:介護医療院	他科受診時費用	他科受診を行った日を入力すること。 (複数日行われたときは「,(半角カンマ)」で区切る) 例 6,20	他科受診実施日
	退所 <mark>前訪問指導加算</mark> 退所後訪問指導加算	家庭等への訪問日を入力すること。 例 20	訪問日等
	訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を入力すること。 例 20	訪問看護指示書交付 日
	多床室のサービスコードの適用理由	(*1)を参照	多床室適用理由、 傷病名(DPC上6桁)
介護給付費の割引き		割引を行う場合は率を入力すること。   例 5%割引の場合 → 5	一 (設定不要)

#### 給付管理票と様式第七

#### ・入力のヒント

#### ■ 様式第七の二

3	) 簡易入力ソフト 9990100002:七の二事業所 様式第七の二							– 🗆 🗙	<
	ヘルプ(圧)				事業所台	帳を参照 利用者	皆台帳を参照	単位数マスタ登録を参照	照
	様式第七の二 閉じる	新規作成	<b>入</b> 削除	参照			活印刷	<b>?</b> マニュアル	
Е	作成情報		作成対象一覧			们	■成結果一賢	[	
	提供年月 5:令和 > 06 > 年 04 > 月 リセット						作成対象	数: 0/5名	
	事業所条件		氏名	被保険者番号	証記載 保険者	要介護度区分	介護支援 重門員	利用者の契約日 ^	
	7. 读了初文读算	1 🗆 七の二	介護	0011223344	013003			令和06年04月01日	
V O	同時者虐行防止措置本美施派具 減具なし ▼	2 🗆 七の二	太郎	6677889900	013003			令和06年04月01日	
3		3 🗆 七の二	次郎	7788990011	013003			令和06年04月01日	
4		4 □ ±のニ	花子	8899001122	013003			令和06年04月01日	
	<b>争</b> 果所余件設定	5 🗆 七の二	七郎	9900112233	013003			令和06年04月01日	
5678	初回加算        中山間地域等提供        小規模多機能型連携        委託連携加算        利用者条件設定						詳細設	2 作成	

項目			入力のヒント	参照
	事業所參	条件		
1		介護予防支援費	事業所・施設区分を確認して正しい内容を選択してください。	
2		高齡者虐待防止措置未実施減算	減算対象となる場合は「減算あり」を選択してください。	
3		特別地域加算	事業所台帳の内容(地域区分)が初期表示されます。 特別地域加算の有無に応じて選択してください。	
4		小規模事業所加算	事業所台帳の内容(地域区分)が初期表示されます。 小規模事業所加算の有無に応じて選択してください。	
	利用者	条件	地域包括支援センターの場合は、初回加算、小規模多機能型連携のみ設定します。	
5		初回加算	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。	
6		中山間地域等提供	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。	
7		小規模多機能型連携	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。 令和3年4月以降は設定できません。	
8		委託連携加算	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。 令和3年4月以降から設定できます。	

#### 2. Ver.9からの主な変更点

#### ■ 全般的な変更内容

No.	変更点		変更内容
1	令和6年4月制度 改正・報酬改定 に伴う機能拡充	サービスコードの追加・ 変更	算定構造の見直しや単位数変更等のサービスコードの追加・変更に対応
2		居宅介護支援の報酬・ 基準の見直し	様式第七で居宅介護支援の減算の追加に対応
3		介護予防支援の報酬・ 基準の見直し	様式第七の二で介護予防支援の区分の変更および、加減算の追加に対応

#### ■ 画面ごとの主な変更点

No.	画面	点更 <u>资</u>
1	様式第七・七の二	・様式第七のレイアウト変更(高齢者虐待防止措置未実施減算、同一建物減算の追加) ・様式第七の二のレイアウト変更(介護予防支援費、高齢者虐待防止措置未実施減算、特別地域 加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算の追加)